

近世五郎兵衛新田村の記録管理と村政

保坂裕興

はじめに

近年の近世村落史研究の一つの傾向は、組合村や郡中などを単位とする地域運営能力を探り、そこに近代社会に継承される近世の達成点を認めることにある。⁽¹⁾ 本稿は、これを念頭におきながらもひとまず一村落到限定し、村運営の方法やさらには名もない百姓の行動や意識のレベルにおいてどのような公的成熟を遂げたのかを、記録管理史の視座から捉えることを目的とする。

対象とする村落は、信濃国佐久郡五郎兵衛新田村(現長野県浅科村)である。当該村については既に先学が様々に取り上げているが、本稿との関連で大石慎三郎氏の二篇の論考に注目しておきたい。一九六八年に発表されたA論文「近世的村落共同体の構造とその再生産過程」⁽²⁾は、〈抱親・抱〉関係を析出し、「抱親」は耕地開発が頭打ちになる寛文期までに入村し高持百姓になった「本百姓」(後には「長百姓」と称される)、「抱」はそれ以外の高持百姓あるいは

無高百姓であり、前者は村役人選任権・入会権を所持する村政構成員であるのに対し、後者は構成員たりえていないとした。そしてこの構造は、「用水掛水」によって再生産がかるうじて維持しうる近世村落共同体の所産であると結ぶ。一方、B論文「村方三役の成立」³では、一七二四(享保九年)の村落内闘争が大きく影響して「一般百姓」を代表する「百姓代」が登場し、村政の監査役が設定されたとしている。この二篇は、村運営のあり方から見た場合、村政構成員Ⅱ「本百姓」とする点と「一般百姓」の代表が村政の監査・合理化にあたったとする点で矛盾するかのよう⁴に読むこともできるのであり、さらに統一的に考察してみる余地が存在するのである。

さてここでは、史料一点つつの内容情報を読みとることに加えて、誰がどのように文書を作成し保管したか、またそれは誰のものであり、誰が利用権を持っていたのか、などの記録管理のあり方に留意する。個々の史料だけでは二律背反に見える事柄も、史料全体の保管のされ方の中に、それを解く鍵があるのではないかと考えるのである。このような視点の重要性を提起した安藤正人氏は次のように説明をする。すなわち、史料の情報価値は、内容情報だけではなく、その周縁に外形、保管形態そして出所の情報が重層的に存在し(「史料情報の四重の輪」)、相互に補完しあ⁵いながら一個の史料の情報価値が形成されているとする。またこれに合わせて、ある家に残された史料群を検討する際には、第一に作成・蓄積母体の組織機構、第二にそれに関わる機能、第三に記録形態と類型を上位から下位へとヒエラルヒー状の構造と理解すべきだとする「文書群の階層構造」論を提起している。⁶この情報価値論と階層構造論をセットにして史料を捉える方法によって、未知数の新しい歴史情報が得られるのであり、筆者も科学的な史料批判のためにこれらが不可欠だとする立場から、若干の方法的敷衍を試みたことがある。⁶本稿はこれを受けて、歴史研究においても、これら記録管理史の視点が重要であることを明確にすることも課題としている。

考察に先立ち、近世五郎兵衛新田村について概観しておこう。現小諸市の南方に位置した当該村は、市川五郎兵衛

が一六二六(寛永三)年に小諸藩主松平忠憲より新田開発の許可を得た後、用水開鑿をすすめて開かれた。一六三三(寛永一〇)年に施行された最初の検地では四三九石余が打ち出され、一七世紀末葉には六八九石余、一七八〇(安永九)年には七〇六石四斗三升六合に増加し、幕末まで続く。当初は小諸藩領であったが、一六四八(慶安元)年に幕府領(ただし小諸藩預り地)、一六六一(寛文元)年には甲府藩領、一七〇一(元禄一四)年以降幕府領へと変遷する。村内には上原・中原・下原の三つの集落が形成され、家数は一六七五(延宝三年)に六三軒、一七〇一年には一二一軒に増え、一七三〇年代から一八二八(文政一)までは一五〇から一九〇軒を推移する⁽⁷⁾。

また名主は、市川五郎兵衛とともに開発にあたった柳沢所左衛門が就任し、以後柳沢家一族が勤めている。本稿では、近世前期に名主を勤めた現柳沢本也家と主に後期に勤めた現柳沢信哉家に伝来した史料を主として用いる。これらは現在、長野県浅科村五郎兵衛記念館と学習院大学史料館で所蔵されているものである。

なお、本稿の後半で論及する文書筆筒(いずれも柳沢信哉家旧蔵、学習院大学史料館現蔵)についての知見は、小泉和子氏が調査の上、ご教示くださったもの⁽⁸⁾であることを、明記する。

一 一八世紀前半における村政秩序と組織的記録管理の成立

——一七三二年 村方文書引継目録の意義——

(一) 問題とする引継目録について

一七三二(享保一七)年、五郎兵衛新田村の名主は三左衛門から弥五右衛門に引き継がれる。これにともなって作成

された次の史料の意義を解明することを手がかりに、考察を進めていこう。

史料一

覚

一 御水帳 拾五冊

一 御高帳

一 水反別帳

一 御免状

一 御指出シ

一 明細帳

一 相浜村分水証文

一 御蔵屋敷証文

一 下原芝地証文

一 同所入会証文

一 郷林証文

右之通り此度慥ニ請取申候、此外名主本入用書物御座候ハ、重而御見出シ御渡シ可被下候、以上

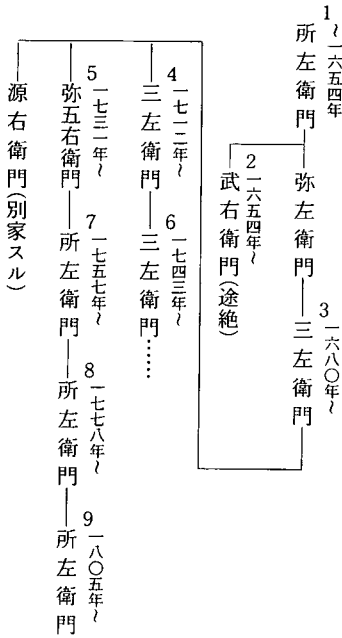
名主 弥五右衛門印

組頭 伝兵衛印

同断 宇右衛門印

享保十七年子二月四日

表1 柳沢家および歴代名主系譜



*算用数字が名主就任順位を示す

すなわち文言通りに読むならば、この文書は旧名主に対して新名主をはじめとする村方三役が連帯して、名主元の書物を引き継いだことを証明したことが知られる。では、このような形式で村方文書の引き継ぎが行われることを、当然のことと考えてしまってもよいのだろうか。表1「柳沢家および歴代名主系譜」からもわかる通り、この時の交替は別家への引き継ぎであり、目録が必要になった可能性はある。それにしても引き継がれた一件の文書の性質と、村方三役の連署の意義を探っておかなければなるまい。

三左衛門殿

同断 半 七 (無印)
 同断 文 四 郎印
 百姓代 清左衛門 印⁽⁹⁾

(二)一七世紀における用水開発者市川氏と名主家の機能

開村から一八世紀はじめまでの村運営のあり方を見ていこう。開発許可を得た市川家の古文書は、一九八三年に公開され、村運営への関与がある程度知ることができるようになった。なお、市川五郎兵衛家は、一六四二(寛永一九)年に開発の褒美として新田のうち一五〇石を知行地としてもらい、一六七〇(寛文一〇)年頃まで当該新田村に在住した。

史料二

指上申手形事

一拙者儀今度御普請ニ付而いたつら成我ま、仕候付而、新田御払被成候処ニ、長念寺様へかけ入申候而長念寺様御渡り候付而御済忝奉存候、以来我ま、成儀仕候者、いか様ニも被申付可被成候、少も御うらミ申間敷候、為後日仍如件、

慶安三年

三月廿七日

下新田藤右衛門 印

市川四郎兵衛様

(11) 参

ここに示されるように、用水普請に対する「我ま、」を働いた下新田(下原の集落をさす)の藤右衛門の村内去就は、市川家が掌握していた。また一六六九年、隣村矢嶋村が干天のため五郎兵衛用水の水を分けてもらった時も、その決

定権を市川家が所持していた。⁽¹²⁾ このほか入会の利用の仕方と違反者の処罰権を所持していたことも知られる。⁽¹³⁾ 用水掛水によって再生産を維持した当該新田村では、用水開発者市川氏が、知行地内だけではなく、村全体に対して用水利用・管理権を中心に百姓の村内去就決定権なども所持していたのである。これらによって五郎兵衛新田村の内には、文書記録の蓄積母体として、名主家のほかに、以上の権限を所持した市川家が存在したことが明かであり、それに関わる文書記録が史料一の村方文書引継目録に入っていないこともよいことになる。

一方、名主の機能については、一六五一(慶安四)年六月、弥左衛門らが名主武右衛門の非分を市川五郎兵衛に訴えた次の史料三によって推測することができる。

史料三

御訴訟申上候御事

一 拙者共ニ御預ケ被成候田地、古四郎兵衛殿御申置之由にて拾七年以前武右衛門方江御渡シ被成候付、如跡々之間をも武右衛門方江いたし作り候へ由御申候得共、罷成間敷と申候得者、下仁田江御よひ下シ御代官様江被仰上候処ニ、市左衛門^(殿方)□・市兵衛殿・作右衛門殿御扱にて古四郎兵衛殿御代ニ与三郎三拾六人いたし候手間を三拾人之筈、作蔵廿四人之手間を廿人之筈ニいたし、其外何義ニよらず以来武右衛門非分無之筈にて拙者共致合点罷有候処ニ、近年色々無理仕候処迷惑仕、度々貴様へ訴訟申候得共御とり上無之御事、

一(一)存知之ことく高式百拾七文之田地もち来り、御公儀なり二年々御年貢御やく儀を納候御百姓ニ御座候処ニ、五人組はすされ申候処迷惑ニ御座候御事⁽¹⁴⁾

(一)カ条略す)

一 田地之高人別御あらため御帳ニもはすし被申候、其上式百拾七文之我等共名田を利右衛門名田之高ニ書入申候者、

これも多ふだいに可仕たくミニて御座候、式人三人御座候御百姓も御あらため帳に不残のり申候処に、拙者共八仁人にて拾九人御座候処をはすし申候御事¹⁴

(以下を略す)

この第一条目の「手間」は、用水普請の労働をさし、その日数の過不足は諸役または村入用などの金銭勘定で精算されたと考えられる。すなわち名主武右衛門は、用水普請の差配、および諸役・村入用等の勘定をしていたのである。また第二条目からは村落構成員の五人組編成、第三条目からは村内百姓の所持高確定の実務を担っていたことが知られる。

史料三によれば、名主武右衛門はこれらの機能を独占的に果たしていたように見えるのだが、一六八〇(延宝八)年には三左衛門の名主就任にあたって、八人の長百姓が、名主の諸役一三石分の免除を取り決めて¹⁵いる。市川家が村を離れたことと相まって、おそらくとも一七世紀末葉には、〈開発者・名主〉による村運営体制から、〈名主・長百姓〉体制に移行しているのである。

(三)組頭と百姓代の成立

さらに一八世紀はじめまでの間に、これを基礎として組頭、そして百姓代が登場する。まず組頭についてである。当該期の史料のうち村内での位置が知られる署名者を検討していった場合に、一六八〇年代までは先の八人の長百姓が、領主への提出文書などで「組頭」と言い替える例が存在する。彼らの交代について名前を見るに、同家の世代交代かと思われる例が多く、また他村から宛てられた文書の宛所は「名主・年寄衆」とされる例も少なくない。おそら

くは、約四〇名とされる長百姓の一部が慣例的に年寄衆を形成していたと推測されるのである。しかし一六九〇年代以降、一文書の中で「長百姓」と「組頭」を区別して署名する例が現れ、一七二〇年代以降に「長百姓」は公的文書からほぼ姿を消し、「組頭」がこれにとって代わる。これらの事情について一七一六(享保元)年の村明細帳^(下書)に、組頭は惣百姓の相談で取り決め、また組頭給は年切りに取り決めるとあることから、「長百姓」と区別される「組頭」は、手続きを経て、しかも役給によって裏付けられる性格をもつ、村役人としての組頭であったと考えられるのである。

つぎに百姓代の成立について、惣百姓結合のあり方を指標として見ていこう。開村後の早い時期より領主からの触や指令に対し、惣百姓が連印して請書を作成する機会は存在したと想定されるが、生活の場における高持百姓の惣百姓結合は、次の史料のように存在していた。なお「原新田村」は当該村初期の別称である。

史料四

指上申一札之事

一原新田村之儀者、林一円無御座候ニ付公儀へ被仰立、惣百姓へ林之場所御割付御年貢地ニ罷成、林相定申候所に、近年我儘ニ何連之林をも盗切申候由御聞被成、又候御法度被仰付候御事

一他之林ニ而木を切者御座候ハ、過錢老貫文取可申候、見付隠置脇よりあらハれ候ハ、其もの老貫文、見つけ聞出し候もの取可申候、抱之者切候ハ、抱主より過錢出し可申候

一惣林江女童部一円入申間敷候、草かり木の枝成共取候ハ、過錢五百文取可申候見のかし聞のかし候もの脇よりあらハれ候ハ、過錢五百文、見出シ聞出シ候もの取可申候、抱之者切取申候ハ、抱親より取可申候御事

一先年林相立申候時分茂証文進置林相立申候得共、只今みじかニ罷成候故、何連も難儀申ニ付如此ニ御座候

右之條々相背候ハ、如何様ニも可被仰付候、為其一札進上申候、以上

貞享四卯年三月

長五郎 印

(ほか八九名を略す)

市 四郎兵衛様

参⁽¹⁷⁾

冒頭の大石氏A論文は、この史料を人会利用規定と位置づけ、第二・三条末尾の「抱」に関する部分によって、「抱」は「抱親」の保護を受ける存在であったとし、すなわち村落構成員ではないことの一つの論拠とした。しかし、第一条に記された「林」は、一六六九(寛文九)年に村境の四町七反余の検地を受けて郷中惣林にしてもらい、「林小物成」を高持百姓が割合って納め、共有権を確保したものであった。これに対応して史料四では、約四〇名の長百姓(「抱親」ではなく、高持百姓の長五郎ら九〇名が連印している)である。つまり、高持百姓の枠組みで林・下草などの管理することに基調があり、抱が違反した場合の過料徴収は添えられた細則として読むべきであろう。もとより、(「抱親・抱」、または長百姓・小百姓の階層区分はあるのだが、高所持に関わる事柄については、このように惣百姓の枠組みが存在した。

この点は、高にに応じて負担が割かけられた助郷役や伝馬役の免除嘆願に際して端的に認められる。一七〇九年、五郎兵衛新田村は大助郷・伝馬役として馬六〇〇匹・人足六〇〇人を負担しなければならなかったが、翌一七一〇(宝永七)年二月、八平ら八二名は、江戸に上って免除を願うための「夫金」⁽¹⁸⁾費用について「入用次第割合無相違進上可申候」ことを議定し、村役人らを支援している。そしてこれらの訴訟では、名主のほかに「惣百姓代」が立てられることがあった。このような例は、一六七六(延宝四)年四月、「惣百姓代長右衛門・半四郎」が甲府藩代官所に人馬

付け送りの軽減を願いだした例を初出とし、先の大助郷・伝馬役免除訴訟が佳境をむかえる一七二四・五(正徳四・五)年には、惣百姓代として甚右衛門が立てられ、翌年には吉右衛門が加わっている。⁽¹⁹⁾ 彼らの主張は、長用水の普請のため毎年三千五百人の人足を出し困窮しているので、百姓相続のために赦免を願うというものであり、長百姓の利害によるものではなく、五郎兵衛用水によって暮らしを立てた全員の利害に関わるものであった。この意味で、惣百姓代は、文字どおり全ての高持百姓の代表として設定された村内役職であった。

この後、惣百姓代は用水普請の計画・見積もり書にも散見されるようになり、一七二三(享保八)年九月には、干天による全損の検分を幕府代官所に願いだした文書において、権兵衛と先に「惣百姓代」を勤めた吉右衛門が「百姓代」として登場する。⁽²⁰⁾ 職務や位置付けについては後述するが、百姓代は、高持百姓の惣百姓結合を基礎に「惣百姓代」を前身として誕生したのである。

(四)一七二三年の村方騒動と二つの村政秩序

さてここで、史料一に署名していた伝兵衛と宇右衛門の動向について検討しておこう。一七二三(享保八)年、名主の年貢諸役等勘定に不服を申し立てる村方騒動が発生したが、騒動側の中心になったのが伝兵衛・宇右衛門であった。名主三左衛門は、不作のため「百姓方御年貢指引等も埒明き兼」ね難儀であること、「百姓仲間之内ニ茂、六ヶ鋪好ミ申者」、すなわち伝兵衛等がいることを理由に上げて退役を申し出たのに対し、組頭衆は惣百姓連判願書をもって慰留に勤めたが、伝兵衛たちが連判を拒否したことによって騒動が本格化した。⁽²¹⁾

村運営の事実上の破綻を露見したこの村方騒動は、翌年八月に伝兵衛らが詫状を入れて連判願書に加わり、名主三

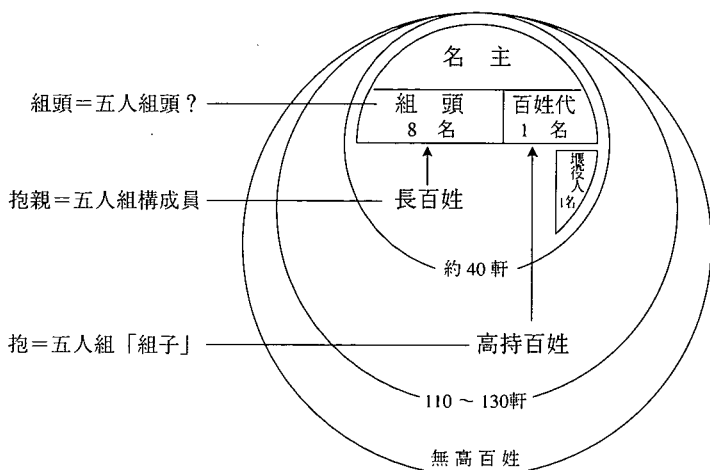


図1 村内構成の概念図

左衛門が留任することで内済した。この連判願書では、年貢触の日限までに納入し、滞った場合には「前々之通百姓組分致、一組切りニ打寄、中間遂吟味、御上納可仕候」こと、および一年切りの皆済が困難であることを承知し、「年送り御皆済切手銘々可被下候」ことを約定し、村運営の立て直しを期した。⁽²³⁾さらに翌一七二五(享保一〇)年二月、「惣村中立合相談之上」、組頭・百姓代・堰指引人の役給と執務が「惣百姓定書」として取り決められ、村運営の整備が進められた。⁽²⁴⁾

これにしたがって村内の構成を示したのが、図1である。第一に組頭は、先規のように八人を立てるが、費用が高むことを避けるため、四人づつ交替で執務することとし、役入用は八人合計で糶三二俵が確保された。またこの選任にあたっては、「其一組切相談之上取替可申定」とされた。第二に、先の百姓代は組頭八人の内から出されていたのだが、ここでは新規に百姓代一人が置かれ、組頭なみに執務することが定められた。百姓代は「年替ニ成共相勤可申定」とされる定役であり、役給は糶四俵とされた。さらに第三に、役給として糶一四俵が宛てられる堰役人(堰指引人)が置かれた。これは先規とは違い、「不限昼夜ヲ堰江罷出候

義ニ御座候共外之者一円不相頼、人足召連無油断廻り、用水無滞様可仕」職務を担う者であり、用水堰に関わる村役人の負担が大幅に軽減されるものであったのである。

ところで、組頭の選任権をもつ「組」については若干の検討を要する。

史料五―a 「享保九年辰二月 信州佐久郡五郎兵衛新田五人組帳」末尾

五人組頭 重二郎

与助

又六

角兵衛

三助⁽²⁵⁾

(以下、二九名五人組頭、合計一四八名を略す)

史料五―b 「元文貳年巳三月信濃国佐久郡五郎兵衛新田五人組御改帳下書」末尾

治右衛門組

抱

徳右衛門

庄兵衛

次郎右衛門

市右衛門

半左衛門

茂右衛門

半之丞

伝兵衛

抱

義兵衛	抱	太左衛門
源右衛門	抱	弥八
彦左衛門	抱	伊右衛門
五人 ⁽²⁶⁾		

(以下、七組を略す)

現存する当該期の五人組帳は、史料五・aとbのごとく編成されている。前者は高持百姓を同列に並べて編成したものであり、後者は長百姓Ⅱ抱親のみを構成員として五人組を八組編成し、抱である高持百姓あるいは無高百姓を組子として下位に編成したものである。先の整備が行われた一七二五(享保一〇)年段階でどちらの五人組構成が採用されていたか、あるいはaからbに移行したと考えることができるかなど、即座に断定できない点は残るが、八人の組頭を「其一組切、相談之上取替可申」ためは、選出母体たる組と五人組が一致しているbに基づいていたとする方が妥当であろう。ちなみに一七四三(寛保三年)一二月の史料では、「前々より八組ニ而組頭八人、内四人者当役、残り四人者後役と定」とある。⁽²⁷⁾とすれば、この「惣百姓定書」によって、長百姓の仲間から組頭を選出し、村運営を進めていく秩序が明確化されたと言えそうである。

しかしそうであるにしても、五人組の組子とされた人々が村政の構成員ではないとすることはできない。この整備の後の一七三二(享保一七年)八月、「惣百姓代」の肩書きを用いた清左衛門ら一三三名は、不作にともなう検見入り願ってくれるよう「名主・組頭中」に願書を差し出し、実際に名主・組頭、および「百姓代清左衛門」が代官所に検見入り願いを提出している。⁽²⁸⁾すなわち、高持百姓たちは村政に位置づけられた百姓代を核として、自らの要求を村政の中で実現していくもう一つの秩序を形成していたのである。また、先の伝兵衛は一七二七年から三〇年までの四

年に亘って百姓代を勤め、この検見入り一件に際しては、宇右衛門とともに組頭として参加している。一七三三年の村方騒動以来、この両名は高持百姓の側に立ってこの秩序形成に寄与していたと推測される。

(五)一七三二年村方文書引継目録の意義

さて以上の考察をふまえ、一七三二年村方文書引継目録の意義を確認したい。本目録の署名者について、(三)での考察に遡って見ると、組頭は一七世紀末葉に長百姓の一部が役給によって裏付けられ、公的な村役人になった役職であり、一方百姓代は、一七世紀後半以来の高持百姓の惣百姓結合を前提に、惣百姓代を前身として成立していた。すなわちこれらは、決して名目的な役職ではなかった。

また、署名者の構成は、新名主一名・組頭四名・百姓代一名であり、一七二五年以降の村運営体制の上に作成されたと見ることができる。(四)で見たように当初のこの体制は、組頭には、選任方法から長百姓の論理が反映され、一方百姓代は高持百姓の論理が反映される性質をもっていたと考えられるが、本目録では村政改革の端緒を開いた伝兵衛が百姓代を経て、宇右衛門とともに組頭になって参加しており、高持百姓の論理がより強く反映した構成になっているのである。そしてこの点は、わずかに三ヶ月前の一七三二年一月、「百姓代・村中」の名のもとに百姓代職務規程が作成されたことに留意すると、理解しやすい。

史料六

以書付奉願候御事

一近年拙者共別而困窮仕候間、何卒何連茂様御了簡を以、相続仕候様被成被下候御事

(公的業務に際しての飲食を規制する四カ条を省略する)

一 宗門帳御書被成候儀者、御役人御中間ニ而御書被成候様ニ願上ケ申候御事

一 往還其外御無行様御出被成候節者、右御約束之通り帳面ニ御附被成候儀ハ御延引可被下候、尤堰御奉行之義ハ、前々相定申候通り被成可被下候様ニ奉願上ケ御事

一 御年貢金御取立之儀、自今割過一切無御座候様ニ願上ケ申候御事

一 御年貢金御皆済之義茂、御免状出申候節、銘々御皆済被成可被下候様ニ願上ケ申候事

一 御公儀様御役人様方御出被成候候節、御賄之儀御役人様切ニ被成、御内証ニ而御延引被成被下候様ニ願上ケ御事ニ候

一 御公儀様御役人様御出之節、市買物其外御調物之義、諸道具ハ不申及、百姓代両帳ニ被成、残り之儀不残払物ニ被成可被下候様ニ願上ケ申候御事ニ候

一 米之義御入用之節ハ村相場ニ被成候而少シも高直成義無之様ニ願上ケ申候御事

一 薪木之儀ハ百姓代方ニ御買置被成候而、其時御入用之節御取寄御遣被成候而、残り御座候ハ百姓代方ニ御預り置被下候様ニ願上ケ申候御事

一 夫金之儀月利足之金子御借り被成御遣可被下候様ニ願上ケ申候御事

一 御年貢小目之義ハ御年貢御取立并御皆済過金共ニ両切ニ被成被下様ニ願上申候御事

一 神糶之儀自今村中勝手ニ罷成候様願上ケ申候御事

一 御役人中平賀御公用之節、道中遣之義ハ御無用ニ被成可被下様ニ願上ケ申候御事

一 御石寄米残り之義ハ不申、惣而御勘定残り之義、老銭成共其年切ニ百姓代と御相談ニ而勝手ニ罷成候様ニ願上

ケ申候御事

- 一 郷林之儀御払木ニ被成夫錢等之償ニ被成被下候様ニ願上ケ申候御事
- 一 御公儀様御弁当并御泊り之節、働人足其外御廻状愼而御伝馬役人之義、御名主様ニハ御高除キニ御座候ハ、人歩御出シ被成候義御無用ニ被成、脇百姓被仰付被下候様ニ願上ケ申候御事
- 一 御伝馬役之義、高應ふそく無之様ニ御当可被下候様ニ願上ケ申候御事
- 一 御名主本諸夫錢御沙汰御定書被成置、自今替り無之様ニ願上申候御事
- 一 先例無之義成共、百姓勝手ニ罷成候義ニ御座候ハ、御救立御了簡被成被下候様ニ願上ケ申候御事
- 一 堰人足之義、随分ふそく無之様ニ、向後とても御遣被下候様、堰役人方へ被仰付被下候様ニ奉願候
- 一 ねこさなわたわら之義、高持方へ御買上ケ被成候様ニ願上ケ申候御事
- 一 堰普請之節、大志ん破損小普請之節共ニ、酒之義人足ニ御振舞被成義不申及御役人中も酒之義御止メ被成被下候様ニ願上ケ申候事ニ候
- 一 用水御普請所古道具、并ニ新規之道具枝葉麓末無之様ニ願上ケ申候御事
- 一 柵打梓立細工之義、大工遣者御名主堰役人両方ニ而被成被下候様願上ケ申候御事
- 一 堰役人方小遣帳面之義、組頭百姓代と吟味之上、帳面ニ御印置御割合被成被下候様ニ願上ケ申候御事
- 一 御名主外諸夫錢之義、本帳ニ御付被成候節、組頭百姓代御立合ニ而御印置被下候様ニ願上ケ申候、并暮割之義ハ百姓代吟味之上、御勘定被成可被下候様ニ願上ケ申候御事
- 右之通り諸箇状之義百姓代御方ニ御所持被成置、御役替之節御引渡シ御所持被成可被下候、以上

享保十六年

亥十二月

百姓代・村中⁽²⁹⁾

以上は、共同事務に関わる費用を節減して百姓を救い、相続させることを基調とし、年貢等勘定の公正化や費用節減、および監査などの具体的な方法を列記したものであり、既に大石氏がB論文で指摘したように、百姓代を村政の合理化と監査を行う役職として位置付けたものと評価できる。しかしさらに、第二条目の宗門帳作成業務や末尾より二条目の堰役人小遣帳の割印確認、末尾条の諸夫銭などの会計決算手続きなどは、組頭との連携なくして遂行しえない業務であると言え、その意味で組頭の伝兵衛・宇右衛門との協議、あるいは直接関与が十分に想定されるのである。

また、帳簿や文書を如何に作り管理するかは、もとより政治的な領域の問題である。第三・五・七・一・二五・二六条目は、帳簿構成や記録の処理すべき時期(時点)、さらには割印や照合の仕方等におよび、組織的な帳簿・文書作成プログラムが策定されたと評価しても良いであろう。これらは、一七二三年の村方騒動以後に村運営の秩序を形成しながら、百姓代が獲得してきた知的技術の集積とみることができるのである。

本節で問題とした一七三二年の引継目録は、以上のように、村政の秩序と知的技術が成熟するまでは作成されることのない文書であったのであり、そして組織的記録管理の成立を示す史料であると言えるのである。

次に引継文書の内容についてである。(一)で考察したように、当該村には開発者市川家という別の記録作成・蓄積



写真1 「豊」と名付けられた懸視

母体があり、村内去就掌握権・水利利用管理権に関わる記録はここに記されていなくてもよいことが知られた。では、それ以外の文書記録は全て引き継がれたのだろうか。後の一七四〇(元文五)年に伝兵衛・宇右衛門らが村方騒動を再燃させたときの課題は、村入用等の減略であり、村入用夫錢帳の公開は拒否されていた。また百姓代職務規程でも共同事務に関わる費用、つまり村入用等の節減に重点が置かれていたのであり、一七三二年よりしばらくの間は、この点が解決されていない現実の課題であったのである。実際、後に取り上げる一八一六(文化一三)年の「諸書物見出引帳」³⁰によれば、「法」と名付けられた文書筆筒の五の引き出しに、「元文期以降の村入用帳が漏れなく管理されていたことが知られるが、「享保年中、十冊」と記されてそれ以前の「村入用夫錢帳」は伝存せず、引き継がれなかったと推定される。史料一には「此外名主本入用書物御座候ハ、重而御見出シ御渡シ可被下候」と記されていたのだが、実際には引き継がれなかった記録も存在したのである。つまり、必ずしも十分な引継が行われず、また先の百姓代職務規程の通りにも管理されていたわけではなかったことが知られる。

なお、現存する文書筆筒の中には、「豊」と名付けられた懸硯(写真1)がある。桐で重厚に製作されたこの懸硯は、実用本位で扉に付けられた帯金具が元禄期の様式をもち、表面の劣化の状況からも、遅くとも一八世紀前半までに製作されたと推定されるものである。本節で述べた村の営みは、このような記録管理器具をも必要にしたのである。

二 高持百姓の論理の伸長と組織的記録管理の展開

(二) 一八世紀後半における高持百姓の論理の伸長

一八世紀前半において二つの村政秩序がともあれ併存していたことは、組頭伝兵衛・宇右衛門らが、一七四〇(元文五)年から四三(寛保三)年まで諸人用の減略などをめぐって村方騒動を再燃させたこと(31)に象徴される。結局のところ、兩名は退役し、ほどなく名主弥五右衛門も退役して鎮静化したのだが、本節では一八世紀後半の展開を見通したい。

一七五七(宝暦七)年一二月、名主役が三左衛門から所左衛門に交替する。この時の交替手続きは、次のように行われた。①組頭・百姓代の依頼によって村中惣百姓が会合し、後役候補者を所左衛門とし、②組頭・百姓代がこれに加わり、同心し、惣百姓連判書をもって、お願いすることとした。③代官所へ任命を願ひ上げ、④「当村中御用諸帳面諸書物不残三左衛門殿より私共立会請取、貴所江引渡シ可申」とするものであった。(32)この手続きの中に長百姓の論理が入り込んでいない点、また文書記録の引継作業では、組頭・百姓代が間に入り実務を担当することになっている点には留意してよいだろう。この際の引継目録は、次のように作成されていた。

史料七

進上申一札之事

一御水帳

拾三冊

一 御高帳

壹冊

一 御免状

一 御差出シ明細帳

一 用水路・御入用・仕来、諸帳面不残

一 相浜村分水ニ付当村江請取証文不残

一 市川五郎兵衛殿より請取置候郷林証文 式通

一 同 五郎兵衛殿より取置候郷金証文 壹通

一 用水役百姓勤反別割合帳 壹冊

一 宗門御改帳、并五人組帳下帳不残

右之通り此度拙者共立会無相違儘ニ請取申候、其外有来り候当村用之諸帳面諸書物不残請取申候得共、若向後見落シ候帳面書付有之候ハ、御渡シ被成候筈ニ御相對仕候処、為後証加判を以進上申一札、仍而如件

宝曆七丁丑年十二月

八左衛門印

勘 兵 衛印

藤 兵 衛印

伝 兵 衛印

所左衛門印

七左衛門印

吉右衛門印

三左衛門殿

この引継作業は、実際のところ厳密に行われたようであり、この文書が旧三左衛門に差し出された替わりに、八幡・塩名田両宿「助郷役勤方定書」を焼失してしまつた事情について三左衛門らが連判書を作成し、新名主に差し出している。⁽³⁴⁾さて、一七三二年の目録と比較した場合に、第五条に見られる入用・仕来に関わる諸帳面と、第一〇条の宗門改帳・五人組帳下書が「不残」とされている点が注目されよう。先の二つの論理の併存、拮抗に関わる記録類が大凡引き継がれたことは、それらが和融安定したことをもの語るのかもしれない。

このような趨勢の中で、高持百姓の成り立ちの論理は実質的に伸長していた。次の史料八は、史料五の後を受けて、一七六二(宝暦一二)年三月に作成された郷林管理規程の第一条であるが、当該期の新しい状況を知ることができる。

史料八

一 郷中林之義、前々古来百姓仲間ニ而苗木植建、并先年村役人衆中御世話を以郷中ニ而相調彼是漸相立当時罷成候得者、落葉・下くす等有之小百姓勝手さらひ取り候様被成下候ニ而、当時小百姓第一助成罷成候、其上六七年依然田畑共ニ殊之外損毛仕小百姓及渴命候節者、御村役人衆中御相談之上右郷林上木御払被成、銘々小百姓方江年賦米御恩借被下、御影を以取統罷有候、然所右郷林近年猥身木枝切取候而、殊之外不埒有之、是迄村役人出精致候得共行届不申義有之候間、各仲間吟味を以出精可仕旨被仰渡、承知仕、則一ツ書を以相定申候御事⁽³⁵⁾

すなわち、小百姓たちは落ち葉・下くすを自由に採ることが認められ、六・七年以前の飢饉に際しては郷林の上木を売却して、年賦米の貸し付けを受けたのであり、史料六の第一五条目で唱われた事柄が、実行に移されていたのである。

二 村方文書出納目録がつくられる

次に、一八世紀後半にどのような文書が管理されたのかを見ていこう。第一に注目したのは、柳沢信哉家に伝存した「仁」と名付けられた桐製の文書箆筒(写真2)である。この箆筒は、最上段が全幅の引き出しで、左下側には

上・中・下の三段の引き出し、右下側には棚と小扉がある。なお、三段の引き出しには門かんばんの受けがある。さて、上の引き出しの奥面には、扱証文・出入書付・一件書付などの文書記録が収められていたことを示す書付が張り残され、それらが整理されて収納されていたことが窺われる。

最上段の引き出し背面には、「火消道具覚」が墨書されている。すなわち、「上郷名主預り」・「中原組頭預り」・「下原組頭預り」分の釣問・竿鎌・端子・団扇・水籠の数が記され、末尾に「宝曆三癸酉歳」とある。この年記によってこの箆筒は名主三左衛門の時代に使用され、(一)で見た一七五七年の引継に際して所左衛門家(現柳沢信哉家)に引き渡されたものであると推定できるのである。では、「火消道具覚」の墨書は何を意味するのだろうか。これらは少なくとも各集落単位での共同消火活動が存在したことを教えてくれるのだが、名主でさえもが「預り」と記述されている点は、これらの火消道具が村の共有物であったことを示すのであろう。さらにこの文書箆筒への書



写真2 「仁」と名付けられた桐製の文書箆筒



写真3 「寛」と名付けられた最も大型で堅牢に作られた文書箆筒

き入れは、この箆筒もやはり共有物であり、ともに共有財産として集中管理されていたことを示すのである。なお、一七七一年（明和八）年二月には、「御水帳入箱 五郎兵衛新田名主書左衛門」と底面に墨書された書櫃が製作され、これに加わったことが知られる。

このような記録管理の展開の上に、一七九一（寛政三）年正月には村方文書出納目録が作成された。この目録は、半紙版の小横帳に仕立てられ、「諸書物手引帳 所左衛門³⁶」の表題を持つものと、「諸書物見出手引帳³⁷」と記されたものの二点が存在する。両者の間にはわずかではあるが相違があり、後者の記述が若干丁寧で充実しているので、以下これを用い、以下ではA目録と表記する。目録の内容は、寛・仁・大・度・豊・法・水帳箱・黒櫃・櫃・神事箱と命名された収納容器の順に編成され、引き出し毎に収納文書名が列記されている。なお裏表紙には「当用 寛・仁・法」と記され、これらが現用記録を収納していたことが知られる。豊と仁と水帳箱は

これまでに紹介したものであり、このほか寛は中側が檜、外側が杉で作られ、八つの引き出しを持ち、両開きの扉が付いた型であり、最も大型で堅牢に作られた文書箆筒（写真3）である。

収納文書の概要と特徴は、図2の通りである。「当用」とされた寛には、扶食貸帳・高帳・田畑売買帳・地方録段帳（以上三品は「当時用之」とされる）・相浜分水証文・寺院什物帳・免状・皆済目録、仁には、扱証文類・各種無尽帳・分散帳・送状・絵図類、法には宗門帳不残・水番帳・夫錢帳・用水一件不残、が大凡収納されている。つまり、

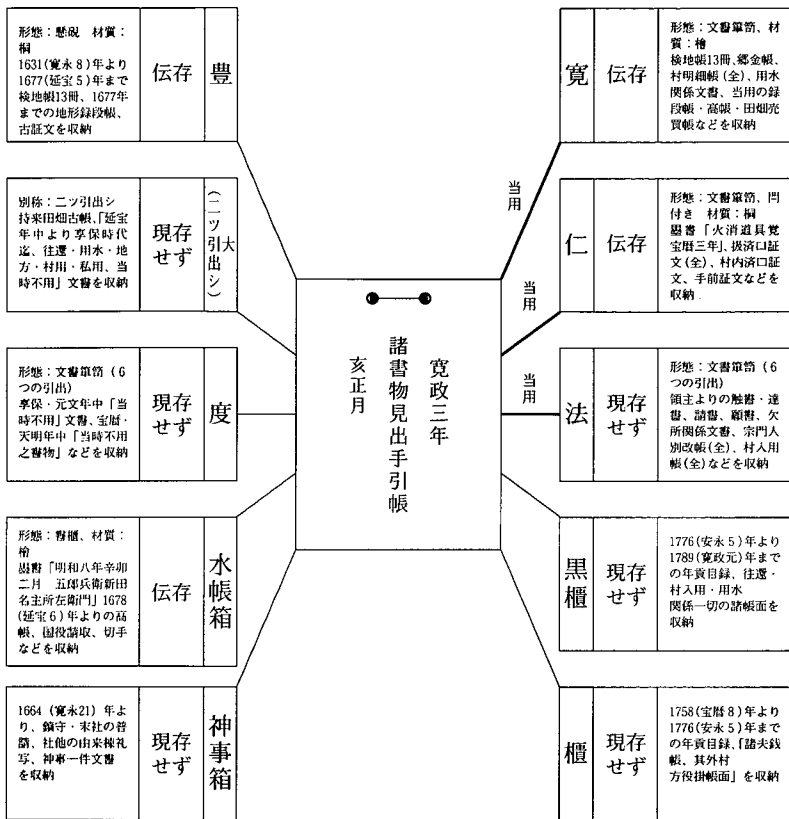


図2 1791(寛政3)年「諸書物見出手引帳」にみる記録管理

寛は年貢の割付・勘定過程に関わり、現用性が最も高い記録、仁は参考資料としての性格を持つ記録、法はその中間に位置し、年次毎に作成され蓄積されていく性格を持つ記録を収納したと特徴づけることができそうである。また豊には、水帳・地形録段帳とほぼ一七世紀の私的な記録が収納され、機密性の高い重要記録の保管されたと考えられる。このほか大(別称「ニツ引出」と度は、所々で何年から何年までの「書物、当時不用」とする一括文書が収納されており、不用記録筆筒、あるいは半現用筆筒と位置付けることができよう。また「黒櫃」は「安永五申

より寛政元迄御年貢目録名前、并ニ往還・村夫銭・用水方一切之帳面、不残、「櫃」は「宝曆八より安永五迄御年貢目録、諸夫銭帳、其外村方役掛帳面入」とされ、直接の使用を終えた文書記録を十数年分で一括して保管する、中間保管容器（「書櫃」）であった。

以上のA目録によって、おそらく村方文書の全面的な管理が行われたと考えられるのだが、これを促した契機として、前年二月に地押し改めが行われたことを指摘しておきたい。その結果がまとめられた「本途・新々・改之田畑地押録段帳」は、現用記録簿笥の寛に収納されていたのだが、その末尾には次のようにある。

史料九

右者、延宝五巳年迄ハ売買ニ御水帳録段ヲ以差引致来候処、同六午年より御高帳斗り用ひ致来候、然処数年之儀故歩面難相分ニ付、此度延宝六午年より安永八亥年十三冊目ニ相当り候御高帳ニ而、売買古証文等相糺、町歩名所限り歩面附致、銘々持高御差出シニ引当、少も相違無之候、自今此録段通り売買反敵歩分米差引可仕候、為後日名主・組頭・百姓代奥印致置候処、仍如件³⁸

すなわち、田畑売買による所持高の把握は高帳によって行ってきたが、歩面が分かり難くなったので、最後の高帳で証書類と照合し、名所単位の歩面（場所・面積・地位など）を帳付けしたのであった。これらの作業には、検地帳・高帳はもちろん、売買証文、そして証拠となる様々な記録書類が必要なのであり、名主は自らが所持する村方文書記録を整理し、管理することが求められたはずなのである。また、各百姓は、所持地を記録書類によって証明できなければ所持権を確保できないのであり、高持百姓の成り立ちの論理からも、これらの記録管理はぜひとも必要であった。このように、この目録の作成にも高持百姓の論理が及んでいたとみることもできるのである。

三 一九世紀前半における百姓の共同世界―記録管理の空間的把握―

(一) 村方文書出納目録を作り直す

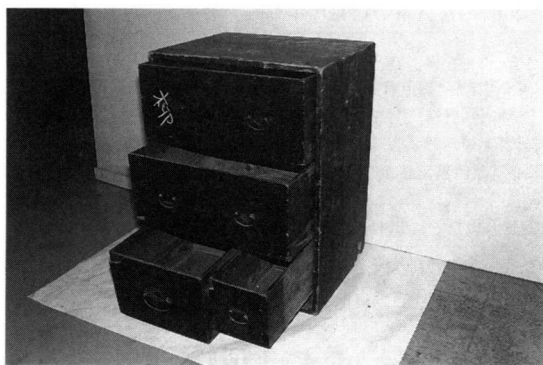


写真4 御用場赤筆筒

一八一六(文化一三)年四月、名主所左衛門の死去にともない、翌五月に新しい「諸書物見出手引帳」⁽³⁹⁾(以下では、B目録とする)が作成された。この六月には、惣百姓連判願書をうけて子息金弥(所左衛門襲名)が後役を内諾し⁽⁴⁰⁾ており、所左衛門を中心に組頭・百姓代らが調査し、作成したと推測される。B目録は、やはり寛・仁・法・豊・大二ツ引出などの収納筆筒ごとに編成され、御用場赤筆筒(通称・赤筆筒、写真4)が新たに加わっている。この赤筆筒は、柳沢信哉家に伝存して現存するのだが、杉と檜によって製作され、上・中・下の引き出しを持ち、下二段には右側に硯入れと思われる二段の引き出しがある。全体の表面には、赤い塗料がぬられ、上段引き出しの背面には、御用場諸帳面を列記した「覚」が墨書されている。

収納文書の概要と特徴は、表2の通りである。概要を見ていこう。先に「当用」とされていた寛筆筒には、検地帳・免状拝見証文・郷金伊勢金諸帳・高帳・村明細帳、および証書類が収められ、A目録でこの筆筒に収納さ

表2 1816(文化3)年「諸書物見出手引帳」の概要

収納容器名	文 書 の 概 要
寛	貯殻・困殻(関係文書全)、御免状拜見証文、御検地帳14冊、外色々願書付下書郷金仕上帳、伊勢金仕上帳、廿日講仕上帳、水掛反別帳、御高帳15冊、村方明細帳、高反別書上帳、妙香院地方諸什物改帳、市川五郎兵衛殿合力金証文、明細帳14冊、下原伊勢宮扱証文、相浜村分水証文3通、用水御扶持方目録帳、往還道造人足割合帳、郷林証文、諸役御免恚件、皆済目録(全)、御割付169本、色々書付入袋など、98件を収納
手前 仁	諸々出入扱書附入袋、送一札入袋、田方番水帳、岩尾今岡両村絵図証文入、御代官様より被仰渡書連印帳、田地古証文袋、寛文中中铁炮一件、鎮主無尽帳古帳、測量御用書物入など、43件を収納
手前 法	正徳享保年中往還助郷差組合御免願書付、御奉行様より御証文相廻り改方帳、田畑差出帳、百姓持林反別書上、水車御吟味帳、田場持主小前帳、水番ヶ所附堰役替合内済証文袋、貞享年中入会山論老件、手引帳、疫病流行之療法、御馬寄溜池水賃証文、用水辺諸々盗口詫り証文入、年々用水御普請御目論見帳、元禄享保諸書物、村絵図帳入一色、村入用夫銭帳(全)、早損場御下ヶ高引改帳、五人組帳、相浜村証文など、81件を収納
手前 豊	寛文5年相浜村五分一定議定諸帳面、同12年百姓屋敷御改メ帳、用水堰・新堰数目録帳、御水帳(全)、明神様持帳3冊、新々田反別帳、改新田高反歩寄帳、御年貢請取帳色々、大向買入証文、祖父より代々買入証文、往還用水堰五郎兵衛殿証文、御水帳百五十石除キ帳面など、48件を収納
大ニツ引出	享保・元文中送り袋、寛保年中夫銭出入、諸書付12袋、切開畑絵図面番附名所帳、天明年中悪党恚件書留メ、延宝年中差出し帳、湯殿山道中記など10件を収納
御 用 場 赤 算 笥	御高帳、田地売買地、用水掛反別帳、田畑録段老冊、用水墨引帳、質地渡世証文案文、小百姓拝借恚件袋、田畑売買之外奥印帳、百姓永続金取立致趣意書、村用水絵図入、御定免御請証文、田場持主附、減高帳、名寄隠名割帳、拜見証文連印帳、諸入用帳早損場帳、当御支配録段高帳、五ヶ村組合帳など、58件を収納
「高帳箱」	延宝6年より文化8年までの高帳15冊、御免状写、皆済目録写、村絵図など、7件を収納
「明神様箱」	「先年より修復帳、再建立色々書付有り」

れていた田畑売買帳や地方録段帳等は赤筆筒に移されている。全般に新規の書類が混入されており、一七九一年の目録とは様相を異にしているのである。同じく「当用」とされていた仁筆筒には、「手前 仁」と記され、先と同様に出入扱書付・送り一札袋・無尽古帳、および絵図類があるが、さらに田方番水帳・田地古証文袋などの当用ではないと推測される記録類が収められている。一七九一年段階の収納を基礎としており、時間の経過とともに現用性が薄れたのだろうかという印象を持つ。さらに「当用」であった法も「手前」とされ、一八世紀の文書記録を中心に、村入用夫銭帳全・五人組帳・相浜村(分水)証文が収められる。懸硯の豊にも「手前」と記されている。内容は、録段帳が存在しないものの、「水帳全」をはじめとして前段階と類似している。さて「大ニツ引出」には、「享保・元文中送り袋」や「諸書付十二袋」をはじめとする一〇件のタイトルが記されるのみである。しかし、同月付けで「ニツ引出筆筒手引帳」と記された半紙版横帳の表紙が伝存し、つまり完成されたかどうかは確認できないが、別帳の目録が作成されることになっていたのである。

新たに加わった御用場赤筆筒には、高帳・田地売買帳・田畑録段帳・田畑売買外奥印帳・用水掛反別帳・用水絵図・高反別帳・五カ村組合帳など、ほぼ一九世紀に入って作成されたと思われる記録類が収納されている。これらは、所持高の確定または年貢勘定の機能に関わると見ることもできるが、全般には名主の様々な機能に関わる現用性の高い、新しい記録類と見ることができよう。そして、この筆筒は先のA目録に収録されていなかったことから、一七九一年の後に御用場が開設されて配備されたか、あるいは御用場は存在していたが、その後専用文書筆筒が導入されたか、のどちらかを示していると言える。また、一の引き出しの背面には次の墨書がある。

史料一〇

覚

- 一 録段、并高帳 老帳ツ、
- 一 名前米帳 老冊
- 一 御年貢元米帳 同老冊
- 一 旱損帳 同
- 一 神免仕寄(上)帳 同
- 一 郷金帳 同
- 一 いり金帳 同
- 一 両穀帳 同
- 一 御年貢受取り帳 同
- 一 高書抜帳 同
- 一 用水反別帳 同
- 一 高売買帳 同
- 一 売買外奥印帳 老冊
- 一 年賦拝借帳 同
- 一 御割付五ヶ年分
- 一 皆済目録五ヶ年分
- 一 夫錢帳、年々拵用ひ

右ハ御用場之諸帳面如此御座候⁽⁴²⁾

ここに記された一七件の文書記録は、末尾の記載によると、御用場で行われた業務に必要な文書記録ということになる。年貢・諸役の勘定過程文書が盛り込まれていない点は問題となろうが、これらは、①百姓の土地所持、および貢租負担者を証明する、②百姓の年貢納入・皆済を証明する、③村の共有財産を管理する、④村請けし、完遂すべき事務の管理、⑤村の共同事務費用の管理、などの名主機能を果たす文書記録であることができよう。さてこれらの内、B目録の赤筆筒収納文書と共通するのは、録段と高帳・早損(場)帳・高(反別)書抜帳・用水(掛)反別帳・売買外奥印帳・年賦拝借帳(小百姓拝借一件袋)の六件である。一方、共通しないもののうち、郷金帳は寛筆筒に、また夫錢帳は「手前」とされた法筆筒に当該年度のものまで収納されている。とりわけ夫錢帳のあり方は、一七九一年段階から変わっていないのである。したがってこの墨書は、一八一六年にB目録を作成した後の秩序を示すと推定される。全体を通覧するに、次の三つを問題としたい。第一に、一七九一年のA目録では、収納筆筒等が「当用」とそれ以外のものに区別され、全体の秩序が構成されていたが、ここでは、「手前」とそれ以外のものに弁別されている。ではこれを、当時における私文書と公文書の区別として解釈することができるだろうか。先にも触れた「手前」法筆筒の村入用夫錢帳は、後に、墨書によって知られる御用場文書記録に入れられる性質の文書であり、またB目録の付札によれば、「手前」の仁筆筒文書は、一八四一(天保一二)年に御用場に導入された新赤筆筒に残らず移動しているのである。つまり、「手前」文書筆筒に収納された文書記録を、即座に私的なものとすることはできないのである。ここでは、「手前筆筒」は新出した「御用場筆筒」に対する語句と解釈し、手前が管理する文書群と御用場が管理する文書群が存在したと考えておきたい。

第二は、A目録では度筆筒と大筆筒(別称…「ニツ引出」)を中心に、他の筆筒にも「当時不用」と記された文書が存

在したが、本目録には存在しないことである。例えば、A目録では法箆筒の引き出し六に「元禄より享保迄、諸書物当時不用」とされる文書小群が存在したが、本目録には一切記載されていない。これについては、B目録の仁箆筒部分の付札に「此内不用品、土蔵ニツ引出入」との記入がある。ここから、大ニツ引出箆筒が土蔵に置かれ、不用文書が移管されていたことが知られる。大箆筒の目録が別帳として仕立てられる理由は、ここにあったのである。

第三に、一七九一年から一八一六年までの間に、御用場赤箆筒文書が成立したことである。一八一六年段階では、名主の様々な機能に関わる現用性の高い文書記録が収納され、のちに史料一〇の墨書によって知られる〈御用場文書〉が独立し、集中管理された。これらの文書記録は、長百姓の本百姓株やその特権を証明するものではなく、また逆に年貢諸役等の勘定過程を公開するものでもない。一七九〇年の地押し作業から翌年の文書記録調査の延長上に位置し、村請けした年貢等の完遂のために、土地および貢租負担者を確実に管理し、その上で村における百姓の成り立ちと義務を明確にする文書記録であったと評価することができる。また、この〈御用場文書〉の成立は、同時に、使用を終えた文書の移動を必要とした。年貢割付状や村入用夫銭帳は、はじめ御用場赤箆筒に付随して作成あるいは使用され、後に他の箆筒に移されていったのである。ここに、御用場文書の集中管理とともに、大箆筒による不用文書管理までの〈記録のライフサイクル〉が成立したことを見ておきたい。なお、この箆筒だけに使われた赤い塗料は、漆に弁柄（紅ガラ）を混ぜたものであり、防虫効果があるとされていた。御用場、および御用場赤箆筒文書が、特別な地位と重要性を持っていたことを象徴するものとして、十分に注目してよい。

（二）名主宅の構造

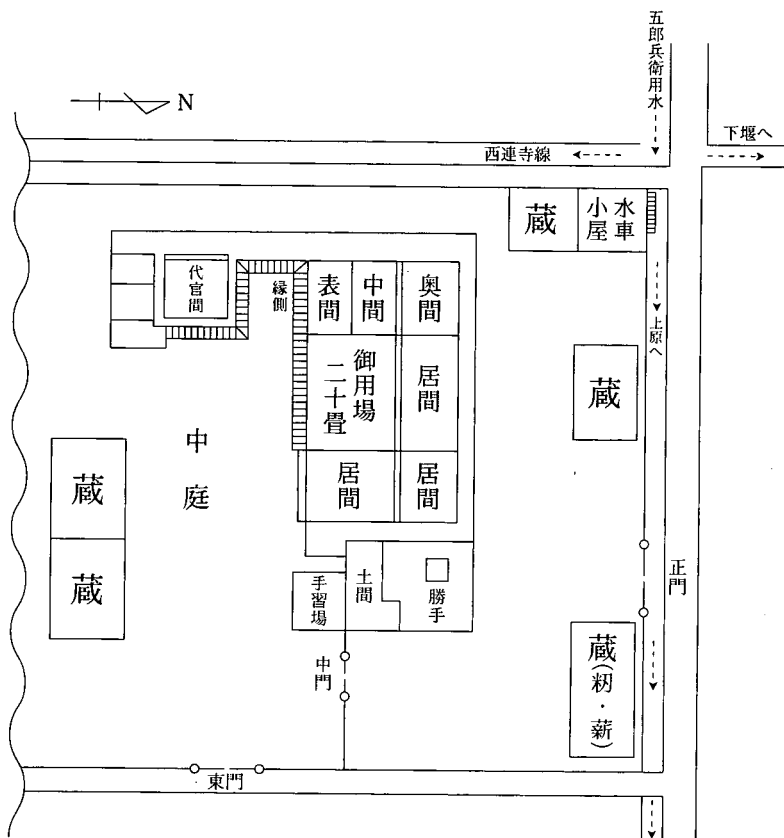


図3 名主柳沢宅の構造略図

次に、手前と御用場の問題、そして土蔵の不用文書筆筒への移動の問題を空間的に把握することを試みてみたい。「名主柳沢宅の構造略図」は、現家屋と一八九〇年頃の鳥瞰写真⁽⁴³⁾、そして一八九四年の平面図⁽⁴⁴⁾をもとに、柳沢哲郎氏よりの聞き取り調査内容⁽⁴⁵⁾を加えて作成した。

名主宅は、はじめに五郎兵衛用水が通過する上原の集落のうち、三方向に分水がおこなわれる地点に位置する。正門は北側に、そしてもう一つ東門が配され、名主宅全体は、中門で区切られることによって、北側の空間と南側の空間に分かれている。前者は、奥間・居間・勝手・蔵によって構成され、

柳沢家による水車利用、用水の引き込みによる炊事・洗濯等がおこなわれた私的な空間であった。

これに対し、南側の空間は、中庭を囲んで、代官間・表間・御用場・手習場・中門・東門・蔵によって構成される。このうち、代官間は、代官や役人が来村した時のみ使用され、また御用場は、「勘定の間」とも呼ばれ、名主が年貢勘定をはじめとする職務をおこなった部屋であるとされている。中庭には、年貢米などが運び込まれたと伝えられ、南側の蔵(現存しない)はその収納に使われたと推定される。さらに「手習場」(現存しない)は、名主が手習いを教えた部屋であり、明治期までは子供たちで賑わっていたとされる。このように南側の空間は、代官や百姓が入りうる公的な共同空間であったのである。

これをふまえて、一八一六年の「諸書物見出手引帳」以降の記録管理のあり方を考えてみたい。まず、御用場赤筆筒は、その名称から御用場(勘定間)に配置されたと考えて、間違いないであろう。これに対して、「手前」とされた仁筆筒・法筆筒・豊筆筒は、御用場ではなく、北側の居間などに置かれた可能性が高いのではあるまいか。残る寛筆筒と大筆筒はどのように考えられるだろうか。寛は、一七九一年段階で「当用」とされ、また一八一六年段階でも赤筆筒に次いで現用性が認められた。また八つの引出の機能性や大型・堅牢であることから、御用場に常置されたと考えても不相应ではないのではなからうか。大二ツ引出筆筒は、B目録の付札に「此内不用品、土蔵二ツ引出」とあり、土蔵に配置されていたことが知られた。この「土蔵」は、公的な共同空間を構成した南側の蔵だったのでないだろうか。

いずれも推測を含む考察ではあるが、このような空間的把握は、手習場における学習内容から、村方文書の作成・管理との関係、さらに領主・村役人・百姓の相互交流のあり方、年貢納入と勘定過程等の公開の問題などを直接に想起させる。近世百姓の公的意識や政治文化の展開を見捉えるために、さらに検討を進める必要がある。

おわりに——近世において百姓が獲得した公的知識——

本稿では、大石氏が明らかにした二つの村政の動向について、記録管理史の視座から統一的に考察してきた。この結果、〈抱親・抱〉関係にもとづく長百姓主導の秩序が一方に存在しながらも、村運営全体としては、高持百姓の惣百姓結合を基礎とした秩序が全体を覆っていく様子が認められた。つまり五郎兵衛新田村は、村請けした年貢・諸役等を確かな貢租負担者に割り当て、共同費用を節減しながら完遂し、高持百姓が百姓として成り立っていくことにこそ運営の眼目を置いていたのであり、そのために村内職制と記録管理方式を整備してきたのであった。とりわけ一九世紀前半に、御用場文書を集中管理し、半現用・非現用文書を移管して管理していく〈文書記録のライフサイクル〉が成立したことは、この運営の所産であり、当該村の村政の到達点を示すことを明らかにした。

では、これらの営みの間、百姓たちは何を獲得したのであろうか。一八六九（明治二）年一〇月になって五郎兵衛新田村の「小前一同」は、悪弊改革を伊那縣役所御影局に求めた。訴えのあらまは、名主役所左衛門は「天保年中より格別ニ私欲押領相募り」、組頭選任や役給・年貢諸役勘定などを思いのままにし、「大祿」になったとするものであり、核心部分を次のように具体的に述べる。

史料一一

一年貢御役所より御下ヶ渡シニ相成候御割附・皆落日録、村役人江一切ニ拝見不為致、猶破免年之割合勘定、所左衛門老人ニ而致シ、端紙江印置、夫ヲ役人江見セ候、全何分之御引免ニ相成候哉、役人之意同不案内、諸事勘定向詰り勘定過足見届ヶ候役人之無御座候

一村方入用帳と申もの天保年中より無之、百姓代ニ筆算不為致、都而自分日記江附込、年々十一月ニ相成候得者親子ニ而算当致シ、別帳江ノ高斗り印出シ、諸夫錢并ニ郷中江年内所左衛門立替諸差引、役人ニ一切不相訳様取斗之事⁽⁴⁶⁾

この訴えによれば、五郎兵衛新田村では先の到達点を示した後、運営が名主一人の掌中に握られることになった。現存する村方文書を通覧した場合にも、一九世紀中ごろ以降、領主方へ提出する文書以外は数量的に減っていることが容易に知られ、また新たに記録管理を進めた形跡も見あたらない。名主不正の当否はともあれ、ここでは訴訟側「小前一同」が、割付・皆済や破免年の勘定を村役人に公開し、周知すべきだという意識を持ち、また村入用帳を作成し、小前百姓の代表である百姓代が加わって筆算し、村役人とともに諸夫錢・立替金を差引勘定すべきだとする公的知識を獲得していたこと、さらにいつ頃から公開や帳簿システムが滞っているのかを熟知していたことに注目しなければならぬ。すなわち、「小前一同」は、一八世紀はじめの村方三役の成立から、一九世紀前半に到達点を示す記録管理器具を用いた組織的記録管理システムの成立に至る営みの所産として、これらの公的な意識と知識を獲得したと見ることができるとはならないだろうか。

記録管理史の視座から、村運営論の大まかな見取り図を提示するため、本稿では、推測と不十分な実証を残しながらも行論してきた。残された課題は、少なくとも次の二点を揚げておかなければならない。第一は、本稿では記録管理が展開する契機を内発的に捉えてきたが、それだけでは描き切ることができないことである。筆者が先に検討した武蔵国秩父郡上名栗村(幕府領)の場合も、一七二四(享保九)年の年貢等勘定をめぐる村方騒動と一八世紀末葉の地押し作業を契機にしていたのであり、この一致は幕府代官所行政と経済史的な変化が外的な契機となっていたことをもの語る。特に前者の領主的契機については、早急に取り組まなければならない課題であると考ええる。第二に、本

稿の不十分な点は、村方文書の共時的な構造をおさえ、かつ通時態の構造を見ていく検討⁽⁸⁾をしていない点、および上原・中原・下原の集落や組などの村内下位組織における記録管理を視野に入れなかった点にある。ぜひとも再論しなければならぬと考えている。

註

- (1) 藪田貫『国訴と百姓一揆の研究』(校倉書房、一九九二年)、谷山正道「近世後期の地域社会の変容と民衆運動」『歴史学研究』六二六号、一九九一年)、久留島浩「近世後期の『地域社会』の歴史的 성격について」『歴史評論』四九九号、一九九一年)などに見て取ることができる。
- (2) 大石慎三郎『近世村落の構造と家制度』(御茶の水書房、一九六八年)所収
- (3) 『松田智雄教授還暦記念Ⅱ市民社会の経済構造』(有斐閣、一九七二年)所収、のち大石慎三郎『近世村落の構造と家制度 増補版』(一九七六年)所収
- (4) 安藤正人「記録史料の保存と整理について」(南予古文書の会編『記録史料を守るために』、一九九二年)
- (5) 安藤正人「史料の整理と検索手段の作成」(国立国文学研究資料館史料館編『史料の整理と管理』、岩波書店、一九八八年)
- (6) 拙稿「構造分析と記録管理史研究」(『史料館報』第五八号、一九九三年三月、国立国文学研究資料館史料館)
- (7) 近世の五郎兵衛新田村についての基礎的な知見は、斎藤洋一『五郎兵衛新田と被差別部落』(三一書房、一九八七年)によった。同氏および五郎兵衛記念館からは、史料閲覧の便をはかっていただき、また様々なご教示をいただいた。ここに記し、御礼を申し上げる所である。
- (8) また小泉和子『箆笥』(ものと人間の文化史四六、法政大学出版局、一九八二年)からも多くの知見を得た。
- (9) 『学習院大学史料館所蔵信州佐久郡五郎兵衛新田村柳沢家文書』(二)、D三一。以下、混乱を避けるため、同文書群を『柳沢信哉家文書』と表記する。
- (10) 柳沢信哉「柳澤家系図」(同『柳澤家家史』一九七六年)をもとに作成した。
- (11) 『五郎兵衛新田古文書目録』第四集、一二頁写真版(浅科村教育委員会、一九八三年)
- (12) 同前、二九頁写真版
- (13) 「寛文七年四月中せきの水賣につき証文」(同前、二七頁写真版)、「延宝七年四月二十日番水違背につき一札」(同前、三八頁写真版)などがあげられる。
- (14) 同前、一五〇二頁写真版
- (15) 『柳沢信哉家文書』(二)、D五番

- (16) 同前(一)、一一四三番
 (17) 同前(二)、D七番
 (18) 同前(三)、I三番
 (19) 同前I一番
 (20) 同前I七、および一〇番
 (21) 同前(二)、C六四番
 (22) 同前D二五・二六番
 (23) 同前D二六番
 (24) 同前(一)、一一八〇番
 (25) 同前二六六六番
 (26) 『柳沢本也家文書』九七番(浅科村五郎兵衛記念館所蔵、
 『五郎兵衛新田古文書目録』第一集、一八三頁、浅科村教育
 委員会)
 (27) 『柳沢信哉家文書』(二)、D七五番
 (28) 同前、C七八・七九番
 (29) 大石慎三郎「村方三役の成立」四二四〜六頁より引用
 『近世村落の構造と家制度 増補版』御茶の水書房、一九
 七六年)
 (30) 『柳沢信哉家文書』(一)、一三六九番
 (31) 同前(二)、D三八〜七三番
 (32) 同前D七七番
 (33) 『柳沢本也家文書』四九八番
 (34) 『柳沢信哉家文書』(二)、D七八番

- (35) 同前D八二番
 (36) 同前(一)、一三五五番
 (37) 同前、一三五六番
 (38) 同前、一三一一番
 (39) 同前、一三六九番
 (40) 同前(二)、D一六六番
 (41) 学習院大学史料館所蔵、柳沢信哉家文書一括文書
 (42) 学習院大学史料館所蔵、柳沢信哉家旧蔵「御用場赤簞
 笥」一の引き出し背面墨書
 (43) 浅科村柳沢哲郎氏所蔵
 (44) 『柳沢信哉家文書』(三)、五四三四番
 (45) 一九九二年五月、現地調査に赴いた折、浅科村柳沢哲郎
 氏に現柳沢信哉宅(近世後期の名主家)を御案内いただき、
 多大な御教示をいただいた。なお、この時のお話と家屋の映
 像は、映像資料「五郎兵衛新田の歴史的景観」(学習院大学
 史料館制作)に収録することができた。ここに記し、厚く御
 礼を申し上げるしだいである。
 (46) 『柳沢信哉家文書』(三)、五〇五一番
 (47) 拙稿「村方騒動と文書の作成・管理システム―武蔵国秩
 父郡上名栗村名主町田家を事例として―」(『学習院大学史料
 館紀要』第六号、一九九一年)
 (48) 註(6) 拙稿において、このような方法の重要性を提示
 した。